

主要記事の要旨

文化の赤十字 —ブルーシールドの現状と課題—

坂 本 博

- ① 下記の条約や法律により、武力紛争時の文化財保護のために定められた特殊標章をブルーシールドという。武力紛争における人命の救護活動としては、すでに赤十字活動が広く知られているが、ブルーシールドは文化の赤十字にたとえられている。すでに著名な標章である赤十字とブルーシールドを対比して考察する。
- ② 平成19年5月25日に次の3条約が国会の承認を受けた。
 - ・武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（平成19年条約第10号）
 - ・武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書（平成19年条約第11号）
 - ・1999年3月26日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年のハーグ条約の第二議定書（平成19年条約第12号）これに先立つ平成19年4月27日には、これら3条約の国内における適確な実施を確保するために、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律第32号）が公布されている。これらは、武力紛争の際に文化財に損傷が生ずることは、全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信して制定された。今日までに、条約は121か国、議定書は100か国、第二議定書は51か国が締約している。我が国は、昭和29年に条約と議定書に署名してから53年ぶりの批准となったが、これは第二議定書の成立により、懸案であった国内法整備上の問題点が解消したためである。
- ③ ハーグ条約の主要な未締約国であったアメリカの、武力紛争時における文化財保護に対する姿勢を取上げる。
- ④ 民族間の武力紛争時には、巻添えに限らず意図的な文化財の破壊が起こり得ることを紹介する。
- ⑤ ハーグ条約・同議定書や条約実施法が定める守るべき文化財の定義と、文化財へのブルーシールドの掲示と文化財の国際登録を論じる。
- ⑥ 第二議定書は、組織に関する事項として、締約国会議と武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会について規定している。この委員会の任務を支援するユネスコと公式の関係を有する専門的機関にブルーシールド国際委員会がある。我が国におけるブルーシールド国内委員会の可能性にも言及する。

文化の赤十字

—ブルーシールドの現状と課題—

議会官庁資料調査室 坂本 博

目 次

はじめに

I 赤十字とブルーシールド

- 1 赤十字の法的保護
- 2 ブルーシールドは文化の赤十字

II 1954年のハーグ条約と議定書

- 1 ハーグ条約と議定書の内容
- 2 ハーグ条約・議定書と日本
- 3 ハーグ条約第二議定書の成立

III アメリカの武力紛争時の文化財保護

IV 文化財破壊をも目的とする武力紛争

V 条約実施法制定・条約批准後の課題

- 1 守るべき文化財とは
- 2 ブルーシールドと文化財の国際登録
- 3 ブルーシールド揭示の実際問題
- 4 ブルーシールド委員会

おわりに

〈付表 ハーグ条約・議定書締約国一覧〉

はじめに

戦争は、国家間の原始的・暴力的な紛争解決手段であり、当事者にも周囲にも悲惨な結果をもたらす。今日では国と国とが宣戦を布告して始まり、講和で終わる古典的な国際法上の戦争は過去のものとなりつつある。しかし残念ながら、軍事力を用いた戦闘行動はしばしば世界のどこかで生じており、これらを指して武力紛争(armed conflict)という言葉が用いられるようになってきている。わが国でも最近のいわゆる有事に関する法律では、武力攻撃事態という言葉が用いられている⁽¹⁾。平成19(2007)年には、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成19年法律第32号。以下「条約実施法」という。)が制定され、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(平成19年条約第10号。以下「ハーグ条約」という。)、同議定書(平成19年条約第11号)、同第二議定書(平成19年条約第12号)が締結された。本年(2008年)になってからも、チャド、バーレーン、チリ、バルバドスがハーグ条約や議定書への加入書を寄託し、9月にはアメリカ上院がハーグ条約批准に助言と承認を与えた。本稿はこれを機会に、ハーグ条約が、文化財を戦禍から守るための特殊標章として定めるブルーシールドの存在を紹介し、その活用の可能性を論じるものである。

ハーグ条約とは「いずれの人民に属する文化財に対する損傷も全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信し、文化財

の保存が世界のすべての人民にとって極めて重要である」⁽²⁾として、武力紛争の際の文化財の保護について定めた条約である。ハーグ条約の定めるブルーシールドの図案は、下記図に示した通りである⁽³⁾。これまで余り馴染みのないブルーシールドを説明する場合に「文化の赤十字」というたとえが用いられることがある⁽⁴⁾。

本稿では先ず特殊標章として著名な、敵味方を問わず人命を守る赤十字の法的位置づけを確認し、同様に敵味方を問わず文化財を守ろうとする「文化の赤十字」を紹介する。次いで、それをもたらしたハーグ条約と議定書に簡単に触れることにする。続いてハーグ条約の未締約国や締約国の武力紛争における行動に言及し、最後に条約実施法による我が国でのブルーシールドの実際の活用について論ずることにしたい。なお条約実施法は、ブルーシールドの他に、文化財の国際登録や略奪文化財の流通防止、戦闘行為による文化財破壊の処罰について定めているが、本稿では主としてブルーシールドとその実効性確保のための文化財の国際登録を論ずることとする。

図 ブルーシールド



(注) 黒色部分を青色とする

(出典) ハーグ条約第16条に基づき著者作成

(1) 例えば、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)。以下「国民保護法」という。

(2) ハーグ条約前文。

(3) 文化財上での実際のブルーシールドの写真は次の文献で見ることができる。小川千代子「ハーグ条約(武力紛争時の文化財保護国際条約)、批准へ」『E-DJIREport』2007.2。<<http://djiarchiv.exblog.jp/m2007-02-01/>>; 平賀あまな「国際社会における文化財保存理念の形成と協力システム構築に関する研究—日本の国際貢献の歴史と未来」『独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所年報』2003, p.143。

(4) 「ブルーシールドは文化における赤十字である。それは武力紛争事態においてハーグ条約で保護すべき文化財を表示するシンボルであり、同時に、戦争と自然災害に脅かされている世界の文化遺産を保護するために1996年に設立された国際委員会の名称でもある」Working for the Protection of the World's Cultural Heritage <<http://www.ifla.org/VI/4/admin/protect.htm>>

I 赤十字とブルーシールド

1 赤十字の法的保護

我が国においても、赤十字や日本赤十字社は広く知られている。街中で薬局や病院を案内する表示として見かけることもある。ここではまず、その赤十字の意味を確認しておくことにする。

戦争は、はるか昔より存在しており、それは当然のように人命の喪失、物の破壊をもたらしてきた。しかし文明の発達とともに、戦争にも、その目的を達しつつ悲惨さを少しでも減らそうとルールが定められるようになってきた。戦時国際法がこれであるが、今日では国際人道法⁽⁵⁾と呼ばれることが多い。近代以降にあっては、戦争であるから敵に属すれば誰でも何でも攻撃して良いというものではなくなっている。すなわち1890年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約(明治33年11月22日勅令)⁽⁶⁾は、およそ次のように規定していた。

- ① 交戦者は無制限の攻撃手段を有するわけではない(第22条)。
- ② 包囲攻撃、砲撃を行う際には、宗教、技芸、学術、慈善のために用いる建物、歴史上の記念建造物、病院、傷病者の収容所は、軍事上の目的に用いられていない限り、できるだけ損害を与えないよう、必要な一切の手段をとること。包囲を受けた側は、見やすい特別の徽章によりそれら建物又は収容所を表示する義務を負う。その徽章は予め包囲攻撃を行う側に通告しなければならない(第27条)。
- ③ 都市その他の地域では、掠奪を行ってはな

らない(第28条)。

また赤十字については、すでに1886年の赤十字条約(明治19年11月16日勅令)⁽⁷⁾は、およそ次のように規定していた。

- ① 戦地仮病院と陸軍病院は局外中立とみなし、患者または負傷者が該病院に在院の間は、交戦者はこれを保護しなければならない(第1条)。
- ② 陸軍病院、戦地病院、患者負傷者退去の標章として特定一様の旗章を用いる。その旗と腕章(臂章)は白地に赤十字形を画いたものとする(第7条)。

さらに、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号。以下「赤十字標章法」という。)は、次のように規定している。

- ① 白地に赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の標章若しくは赤十字、ジュネーブ十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない(第1条)。
- ② 日本赤十字社は、前条の規定にかかわらず、白地に赤十字の標章及び赤十字の名称を用いることができる(第2条)。
- ③ 傷者又は病者の無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる(第3条)。
- ④ 第1条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する(第4条)。

(5) 国際人道法という単独の法律があるわけではない。国際武力紛争において、当事者の権利義務、戦闘手段の制約を定める複数の条約、非戦闘員・犠牲者の保護を定める複数の条約の総称である。International Court of Justice, "Threat or Use of Nuclear Weapons (Advisory Opinion)," *Reports of Judgments, Advisory Opinions, and Orders*, 1996, p.256. これに対し、平時における人権擁護は国際人権法の領域とされるが、両者の関係については松葉真美「国際人道法と国際人権法の相互作用—人道法は人権法に優先するのか—」『レファレンス』690号, 2008.7, pp.39-58を参照。

(6) 明治45年1月13日同名の条約(同年条約第4号)により失効。

(7) 明治41年6月12日同名の条約(同年条約第1号)により失効。

赤十字の標章⁽⁸⁾に赤い十字以外の標章が規定されているのは、十字が十字架すなわちキリスト教を連想させるため、これを避けたい他の宗教に配慮したものである。

赤十字の保護規定は上記のほか、商標法（昭和34年法律第127号）が、赤十字標章法第1条の標章や名称、または国民保護法の特殊標章⁽⁹⁾と同一または類似の商標は商標登録を受けることができない、としている⁽¹⁰⁾。

これらの標章は武力攻撃事態において、攻撃する軍事上の必要性がないばかりでなく、攻撃すれば人命に取返しのつかない損失をもたらすものを明示し、攻撃を抑制させるためのものである。罰則があるのは、攻撃を免れるために自由に使用がなされれば、結局は特に攻撃を避けるものを明示した意味が没却され、保護されるべきものが攻撃されてしまう事態を避けるためである。武力紛争時や緊急時に備えて平時から規制を行っているともいえる⁽¹¹⁾。

要するに赤十字は、平時においては日本赤十字社以外のものは同社の許可なく用いることができないわけである。これは、日本赤十字社が、条約および赤十字の諸原則の精神にのっ

り、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とするため⁽¹²⁾、その崇高な使命を擁護し紛らわしい活動を識別するためと考えられる。

戦場における赤十字活動の保護は、赤十字をつけるという上記条約と法律によるものだけでは十分でない恐れがある。たとえば病院船などは、規模が大きく取って危険地帯に進入する可能性もあるため、ネオンサインのように目立つ表示や、特にその存在を敵対国に認識させるための音波や電波の発信など様々な方策のマニュアル⁽¹³⁾が定められ、また実際の運航も、敵味方が緊密に連絡を取りながら行われている。

2 ブルーシールドは文化の赤十字

アンリ・デュナン以来の歴史を持つ赤十字と比較して、1954年考案のブルーシールドの歴史は長くない。しかし、すでに20世紀の初頭には、ロシア生まれの画家・思想家・探検家のリョーリフ氏⁽¹⁴⁾が文化赤十字構想を提唱し、米州21国間で締結された文化財保護に関する1935年ワシントン条約⁽¹⁵⁾として結実させている⁽¹⁶⁾。また日本でも平山郁夫氏は、文化財赤

(8) これらの標章の図案については、岩本誠吾「アメリカ空軍省作成の『指揮官のための武力紛争法便覧』Ⅱ」『新防衛論集』17巻2号, 1989.9, pp.101-102を参照。

(9) 国民保護法に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの、指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者、協力のために使用される場所等を識別させる標章。図案はオレンジ地に青色の三角形（ジュネーブ諸条約第一追加議定書（平成16年条約第12号）第66条4）。

(10) 商標法第4条第1項第4号。同法で明文で禁じられていなければ商標登録ができるわけではない。例えば日本は、オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約（1982）を批准していないが（調査及び立法考査局議会官庁資料課「わが国が未批准の国際条約一覧」『外国の立法』218号, 2003.11, p.222-223.）、オリンピックの五輪マークの登録は同法第4条第1項第6号に該当するとして受理されない（特許庁商標課編『商標審査基準（改訂第9版）』発明協会, 2007, p.27.）。また、その無断利用は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第17条により禁止されている。

(11) コロンビアのウリベ大統領は、イングリッド・ベタンクール人質救出作戦に参加した兵士が、不当に赤十字をつけていたとして国際赤十字委員会に謝罪した。「赤十字のマーク人質奪還で使用—コロンビアが謝罪」『毎日新聞』2008.7.17, 夕刊, 参照。また、秘密情報部員007号が活躍する映画『リビング・デイズ』（1987）では、赤十字が阿片の袋ヤソ連兵の自動車に使われたため、イギリス赤十字社は国防省に告訴を求めた。一部の上映やビデオ化にあたっては、この様な赤十字の使用は国際人道法に反するという「お断り」が付された。Protecting the Emblems in Peace Time 〈<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/57JMBB>〉参照。

(12) 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第1条。

(13) 「海上武力紛争に適用される国際法に関するサンレモ・マニュアル」という。塩川洋志「今日の武力紛争における病院船の活動についての法的考察」『波涛』23巻1号, 1997.5, pp.1-21参照。

(14) Николай Константинович Рёрих, 1874-1947。レーリヒ、レーリック、ローリッヒとも表記される。

十字構想について次のように述べている。アメリカの「自由を守る」、フランスの「人権を守る」のように、日本は「文化を守る」ことをポリシーとして動けば、世界から尊敬される国となる。いかなる国や民族、時代に作られたものでも、優れた文化財を国際協力して保存修復するのは、戦場で戦闘力を失った兵士を、敵味方の区別なく救うという人道主義精神と同様である⁽¹⁷⁾。赤十字は敵も見方もなく、戦場で傷ついた人を助けるという人類愛を精神としている。文化財も同様に紛争で失われるのを防ぐ、それが文化財赤十字である。人が生きようか死のうかという時にどうして文化遺産など守るのかと言われるが、文化遺産を守るだけではない。そうすることによって生きた人間も守る⁽¹⁸⁾。

無意味に人命を奪うこと、無意味に物を破壊することは国際人道法で禁止されている。しかし現実には、戦争のたびにそうしたことが繰返されてきた。物についても、人命同様一度破壊されると決して取返しのつかない場合がある。第二次世界大戦では、多くのそのような物、すなわち文化財が失われてしまったのである。前述のように、すでに陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約第27条は、宗教、技芸、学術及び慈善のための建物、歴史上の記念建造物の攻撃を禁止していた。しかしこのように一般的な原則を定めただけでは、命のやり取りをする事態に必ずしも

効果的であるとはいえない。「そういうものとはわからなかった、知らなかった、気が付かなかった」という釈明を許す余地があるからである⁽¹⁹⁾。その対策として考えられたのがハーグ条約であり、その根底には、人命の赤十字のように敵味方の別のない保護活動がなければ、文化財は守れないという確信がある。何を攻撃してはいけないのかを敵味方双方が認識すること、それが明確に識別できるよう赤十字のような標章を定めること、が1954(昭和29)年のハーグ条約と議定書の目的の一つであった。

ハーグ条約・議定書は、1954年5月14日にオランダのハーグで採択され、1956(昭和31)年に発効している。日本は1954(昭和29)年9月6日に署名をしたものの、その後未批准の状態が続いていた。1999(平成11)年には条件的に日本が受け入れやすい同条約第二議定書が採択された。2007(平成19)年になって条約実施法が制定され、ハーグ条約は国会の承認を得て(5月25日)批准書・加入書が寄託され(9月10日)、12月10日に我が国について効力が発生した。それまでにはハーグ条約採択から53年が経過していた。ブルーシールドは、このハーグ条約とそれに基づく条約実施法が定める文化財を守るための標章なのである。

(15) Treaty on the Protection of Artistic and Scientific Institutions and Historic Monuments. Signed at Washington, April 15th, 1935. League of Nations, *Treaty Series*, v.167, pp.290-294. レーリヒ条約 (Rerikh Pact) と引用されることがある。ハーグ条約は前文で、締約国は1899年のハーグ条約、1909年のハーグ条約、1935年のワシントン条約に定める武力紛争の際の文化財の保護に関する諸原則に従うとしている。

(16) 岩間浩『ユネスコ創設の源流を訪ねて—新教育連盟と神智学協会』学苑社, 2008, p.155; 香西茂「武力紛争の際の文化財の国際的保護」『戦争と平和』9号, 2000, p.38.

(17) 平山郁夫「いまなぜ世界文化財赤十字構想か」『中央公論』109巻3号, 1994.3, pp.242-249.

(18) 平山郁夫「北朝鮮高句麗壁画と文化財赤十字」『世界』676号, 2000.6, pp.184-185. 平山氏は文化財国際協力等推進会議の座長として、その報告書『文化財の国際協力の推進方策について(報告)』2004の序においても文化財赤十字構想に言及している。同報告書は、文化財国際協力コンソーシアムの構築を提言している。

〈http://www.bunka.go.jp/kokusai/bunka/bunkazaihogo/pdf/bunkazai_kokusaikyoryoku_houkokusho.pdf〉

(19) ジュネーブ諸条約第一追加議定書(平成16年条約第12号)第35条2は「過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器」の使用を禁止したが、それだけではクラスター弾の使用を禁止できなかった。その禁止は、当初は特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みの中で検討されていたが、結局はクラスター弾禁止条約の採択に向かうほかなかったのである。福田毅「国際人道法における兵器の規制とクラスター弾規制交渉」『レファレンス』687号, 2008.4, pp.42-56.

II 1954年のハーグ条約と議定書

1 ハーグ条約と議定書の内容

すでに第二次世界大戦以前から、国際連盟の国際博物館事務局は、戦時下における不動産および動産文化財の保護を目的とする国際条約案の検討を始めていた。それが世界大戦の勃発によって中断され、戦後の1945(昭和20)年に設立された国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)に受け継がれた。かねてから条約案に深く関わっていたオランダ政府が、1954(昭和29)年4月21日から5月14日まで同国ハーグ市においてユネスコと共催した国際会議において、ハーグ条約・議定書が採択されたのである⁽²⁰⁾。以下では同条約と議定書について、ブルーシールドを中心に述べることにする。

まず、ハーグ条約の第4条1は、締約国は自国および他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲、当該文化財の保護のために使用されている設備を、武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらす恐れがある目的のために利用せず、当該文化財に対する敵対行為を差し控えることを約束すると規定した。ただし同条2には、軍事上の必要があれば

文化財の尊重義務は免除され得る旨の規定がある。そのような例外を認めては実効性がなくなるという理想派と、例外を認めなければ却って実効性がなくなるという現実派との対立があった結果このような規定となったものである⁽²¹⁾。

また第17条は、そのような文化財およびその輸送、臨時避難所、保護要員を識別する手段として特殊標章を用いることとした。これが前掲図のブルーシールドである。文化財の保護には、通常の保護(第2条)と特別の保護(special protection, 第8条)の2種類がある。通常の保護とは、文化財を保全し(第3条)尊重する(第4条)ことである。特別の保護とは、敵対行為と軍事目的の利用が差し控えられること(第9条)と、国際的な管理の下に置かれること(第10条)である。特別の保護の対象は、①動産文化財の避難施設、②記念工作物集中地区、③特に重要な不動産文化財であり、軍事目標から十分な距離があって軍事目的に利用されていないことが条件である。そしてこれらは「国際登録簿」に記載されなければならない⁽²²⁾。ただし、その手続は複雑である⁽²³⁾。この特別な保護は、やむを得ない軍事上の必要がある例外的な場合にのみ停止され、その必要は、師団に相当する規模の兵力又は師団よりも大きい規模の兵

(20) ハーグ条約以前の戦時の文化財保護の取り組みについては、平賀あまな・斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財保護のための条約(1954年ハーグ条約)』成立の経緯と日本の関与」『日本建築学会計画系論文集』588号, 2005.2, pp.196-198参照。

(21) Jiri Toman, *The Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict: Commentary on the Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and its Protocol, signed on 14 May, 1954 in the Hague, and on other Instruments of International Law concerning such Protection*, Aldershot, Hants: Dartmouth Pub. Co., 1996, pp.75-76; Jan Hladik, "The Review process of the 1954 Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and its Impact on International Humanitarian Law," *Yearbook of International Humanitarian Law*, v. 1, 1998, p.315.

(22) 特別保護制度は、すでに登録が解除されている4件を含めても、これまでに4か国、全9件にしか適用されていないが、その他の国でも登録にむけた取り組みがあったとされる。藤岡麻里子ほか「1954年ハーグ条約に基づく履行状況報告書とその内容—『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の履行状況とその課題 その1」『日本建築学会計画系論文集』626号, 2008.4, p.900.

(23) 1972年にクメール共和国(現カンボジア)は、同条約の定める手続に従いアンコール遺跡等の特別保護の登録を申請した。しかし、これに対して、キューバ、エジプト、ルーマニア、ユーゴスラビアがやはり同条約の定める手続に従い異議を申立てた。ハーグ条約の一部をなす武力紛争の際の文化財の保護に関する条約施行規則は、異議申し立ての理由を、①その財産が文化財でないこと、②その財産が条約の条件を満たしていないこと、に限定していたが、4国は申請をした政府に正統性がないことを理由にしていた。この政治的な異議のため登録手続は進められず、アンコール遺跡等には特別の保護は与えられなかった。Toman, *op.cit.* (21), pp.108-109.

力の指揮官のみが認定できる（第11条2）。

さらに第36条は、既存の条約との関係を次のように規定している。1899年又は1907年の陸戦の法規及び慣例に関するハーグ条約、1907年の戦時海軍力をもってする砲撃に関するハーグ条約、1935年の芸術上及び科学上の施設並びに歴史上の記念工作物の保護に関するワシントン条約の締約国でこの条約の締約国であるものについては、この条約はこれら諸条約を補足し、ブルーシールドをもってこれら諸条約が定める標章に代える。

ハーグ条約と同議定書は、採択日が同じであることからわかるように、本来は一つの条約として成立するはずのものであった。しかし、条約採択会議で各国における動産の即時取得や遺失物・盗品の被害者への返還に関する国内法や法的安定性の確保についての議論が容易にまとまらず、すでに多くの同意者を得ていた基本的な部分を条約とし、同意者が少なかった略奪文化財に関する部分を議定書に分けたため、このようになった⁽²⁴⁾ものである。そのため議定書を締約した国の数は、ハーグ条約を締約した国の数よりも少ない。

ユネスコは、ハーグ条約・議定書実施のため次のような役割を担う。締約国の文化財保護業務の援助、その提案、条約・施行規則の翻訳文の交換、翻訳文の作成、保存業務の報告書の受理、締約国代表会議の招集、批准書・加入書・通告文書の受託、などである。

2 ハーグ条約・議定書と日本

1954年のハーグ会議に顧問として出席した岡田孝平文化財保護委員会事務局長は、帰国後の報告記事⁽²⁵⁾で条約を解説し、会議と今後の国内での対応について概ね次のような報告した。京都や奈良を特に地域として保護するという日本の修正提案は認められなかった。商標法の改正を必要とする。軍事目標からの妥当な距離については大体500米内外という線がでている⁽²⁶⁾。文化財と軍事施設との問題は国内法を制定するため種々研究を進めている。特別立法を要する。略奪文化財の扱いについては民法第192条に定める動産の即時取得の制度に反し、我が国としても異論があったが受諾して差支えないものとして署名を行った。すでに署名の手続も終わったので、次の通常国会に提出してその承認を得る手続を進めたい。条約実施に必要なすべての準備措置、特に立法および予算上の措置をとる手続を進めている。

この記事からは、すぐにも批准される見込みのように伺えるが、実際はそのように事態は進展しなかった⁽²⁷⁾。国内的に最も問題になったのは、特別の保護を受ける文化財は、重要な軍事目標から十分な距離を置いていなければならないというハーグ条約の規定（第8条1(a)）であった。そこでいう重要な軍事目標には、軍事基地などばかりでなく鉄道停車場や幹線道路が含まれるが、奈良と京都は市内を鉄道が貫通している。また、このようなことは、奈良と京都に限られたことではない。こうした問題が存在

(24) 可児英里子「『武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）』の考察—1999年第二議定書作成の経緯」『外務省調査月報』2002年度(3), 2003.3, p.16.

(25) 岡田孝平「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」『季刊文化財研究』1号, 1954.12, pp.8-26.

(26) ただし、ユネスコ事務局は近年の問い合わせに「妥当な距離の定義については締約国が個々の事情に即して解釈している」と回答している。可児 前掲注(24), p.8.

(27) 調印後の批准と国内法整備のための取り組みと中断については、次の2論文が詳しい。平賀あまな・斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財保護のための条約（1954年ハーグ条約）』—批准に向けた日本の活動」『日本建築学会計画系論文集』628号, 2008.6, pp.1409-1415; 斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財の保護のための条約』と日本」西浦忠輝編『人類の歴史を護れ: 戦中・戦後における文化遺産の保護と国際協力: 2005第19回「大学と科学」公開シンポジウム講演収録集』クバプロ, 2005, pp.124-126.

することが、同条約・議定書の批准が遅れた主たる理由として挙げられている⁽²⁸⁾。

我が国の署名以後、国会では、ハーグ条約・同議定書の批准を求める質疑が何度か行われ、政府は概ね次のように答弁している。

①第24回国会衆議院文教委員会（昭和31年6月3日）

条約の制定と実施を歓迎し、批准と国内法の制定を祈っている。そのため関係諸官庁と連絡を取っている。条約には約50か国が調印しているが、批准している国はユーゴスラビア、ビルマ、エジプト、インド等4ないし5か国である。大国が批准すると実施の段階になるので、時期等については外務省方面と打ち合わせている。国内法の整備が必要だが、権利義務関係ができるので、他国が国内態勢をどうするかも参考にした。特別保護の場合には、周辺に軍事施設を設けられないが、その距離も国内態勢が国によって違う⁽²⁹⁾。

②第28回国会衆議院予算委員会第二分科会（昭和33年2月17日）

条約は昭和31年8月7日に発効している。批准できるよう関係諸官庁の了解を得よう努めている。国際登録の要件が厳重で、単に軍隊の宿舎などではなく、停車場、飛行場、放送局、主要幹線道路が近くにあると保護ができない。従って、条約に直ちに参加しても具体的に実施することが困難である。批准だけなら簡単かもしれないが、国内法の制定においても、文化財と他の施設との関係においてむずかしい問題があり、関係各省との折衝が進んでいない。ま

た、今のところ小国しか批准していないので、アメリカ、イギリス、フランスなど、大国が入る頃に入ればよいという話もある。なお、他の国の戦時の文化財保護態勢を参考にしてから国内法を作るという話もある⁽³⁰⁾。

③第34回国会衆議院文教委員会（昭和35年3月11日）

各省とも条約の実施には異存はないが、そのためには国内法が要る。いろいろの案を作って関係省と折衝した。特別保護の対象となる文化財についても、どこにするか周辺はどうなっているか検討してきた。これまでに30か国が条約を批准しているが、これらの国は国内法を作らずに条約だけを批准している。日本では国内法なしに条約だけの批准はできないというのが政府の方針である。国内法を作る場合に、特別文化財の周辺地区を何キロ取るかが一番大きな問題である。これは各国と共同歩調を取らなければならない。関係省が非常に多く、他の公共施設とこの条約の保護する文化財との関連の問題がいろいろある。外国の様子をもうしばらく見て国内法を作り批准したい⁽³¹⁾。

④第140回国会衆議院外務委員会（平成9年5月14日）

条約実施のための国内措置、これについて種々検討すべき問題がある。外国文化財の保護には積極的に取組みたいので、各国の動向など見守りながら締結の可能性を検討する⁽³²⁾。

3 ハーグ条約第二議定書の成立

ハーグ条約と同議定書の成立後にも、我が国

(28) 同上。またハーグ条約は「二以上の締約国の間に生ずる宣言された戦争又は武力紛争の場合に適用がある」と規定している（第18条）。平和憲法の下で、戦争又は武力紛争を前提とする条約を締結することに慎重論があった、ともいわれている。林晋「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案—1954年ハーグ条約等の締結に伴う条約実施法の整備」『立法と調査』266号, 2007.4, p.35; 中内康夫「武力紛争の際の文化財保護の国際的枠組への参加—武力紛争の際の文化財保護条約・議定書・第二議定書」『立法と調査』267号, 2007.4, p.33; 崎谷康文「文化財の保護とユネスコ条約に関する若干の考察」『Research Bureau 論究』創刊号, 2005.1, p.70。

(29) 第24回国会衆議院文教委員会議録第46号, pp.1-4。

(30) 第28回国会衆議院予算委員会第二分科会（厚生省、文部省及び労働省所管）議録第4号, p.20-22。

(31) 第34回国会衆議院文教委員会議録第6号, pp.8-11。

(32) 第140回国会衆議院外務委員会議録第13号, p.4。

では文化財の保護に関する他の条約の締約において進展が見られた。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）や、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（平成14年条約第14号）の締約である。しかしこの間にも、世界各地で様々な局地的な武力紛争が発生し続けた。果たしてハーグ条約や同議定書は有効に文化財を略奪・破壊から保護できたのかという疑問も提起された。旧ユーゴスラビア解体により生じた武力紛争においては、ブルーシールドを掲げたものを含む多くの文化遺産が破壊された。これをきっかけに、ハーグ条約をさらに実効性あるものとするため、1999（平成11）年に新たにハーグ条約第二議定書が採択された（効力発生は2004（平成16）年）。その主な内容は、次のように要約できる。

- ① 文化財への攻撃を可能とする軍事上の必要性を具体的に列挙した³³⁾。
- ② 平時の準備や訓練に関する義務を明確化した。
- ③ ハーグ条約の定める、条件が厳しく指定手続の複雑な特別の保護のほかに、手続の容易な強化された保護（enhanced protection）という種類の保護を導入した。
- ④ 条約違反行為の戦争犯罪としての処罰について明確に規定した。
- ⑤ 国際的性質を有しない武力紛争における文化財の保護を規定した。
- ⑥ 締約国会議および武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会を設け、同委員会は、ユネスコと公式の関係性を有するブルーシールド国際委員会およびその構成機関を含む専門的機関を顧問の資格で委員会の会合に招請できるとした。

⑦ 教育・広報によりすべての国民が文化財を尊重するようにし、ハーグ条約・議定書の周知を図り、軍にその内容を熟知させるとした。

上記①については、ハーグ条約が単に「軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合」（第4条2）としていたものを、第二議定書第6条は、次のように厳密に規定した。すなわち、文化財を攻撃できるのは、その文化財が機能上軍事目標になっており、攻撃以外に同様の軍事的利益を得る代替手段が存在しないときに限る。文化財を破壊・損傷のおそれがある目的に使えるのは、その利用で得られる軍事的利益が、他の実行可能な方法では得られないときに限る。

また、③の強化された保護の条件として第二議定書第10条は、人類の最重要な文化遺産であること、国内で最高水準の保護がなされていること、軍事目的や軍事施設の援護に利用されおらず、かつそのような利用を行わないことが国により宣言されていること、を規定した。この強化された保護を与えられる文化財は「一覧表」に記載される。この決定手続は、特別の保護に比べて緩和されている。この軍事目標と文化財との距離を要件としない強化された保護の導入により、軍事目標の存在に関係なく文化財の保護が可能となった。こうして我が国においても、条約実施法を制定して、ハーグ条約、同議定書、同第二議定書を締約することが可能となったのである。

第二議定書採択以後、国会では、ハーグ条約・同議定書の締約を求める質疑が何度か行われ、政府は概ね次のように答弁している。

①第154回国会衆議院文部科学委員会（平成14年6月5日）

文化財の集中する地域が、重要な軍事目標で

³³⁾ 軍事上の必要性による文化財の攻撃が認められている理由は、人命の尊重である。「何千という兵士の命がかかっているという理由で文化財の破壊が軍事上必要になった場合に、これを躊躇する指揮官はいないだろう」*Records of the Conference convened by the United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization, held at The Hague from 21 April to 14 May, 1954: Intergovernmental Conference on the Protection of Cultural Property in the Event of the Armed Conflict*, The Hague, Staatsdrukkerij- en Uitgeverijbedrijf, 1961, p.145.

ある飛行場、放送局、交通幹線から妥当な距離にあるなどの条件を満たす場合に、これを特別保護することになる。我が国では代表的な地区として奈良、京都があるが、これらが軍事目標から妥当な距離にある等の条件を満たして特別保護を得ることは困難が予想される。各方面との調整を図るといふ課題もある。関係省庁と十分協議していきたい⁽³⁴⁾。

②第154回国会参議院外交防衛委員会（平成14年6月11日）

例えば京都とか奈良とかの地域を特別な保護下に置くことは我が国の利益になるが、軍事目標から妥当な距離を置くことができるかどうか、実際にはかなり困難な問題が伴う。今後とも慎重に検討したい⁽³⁵⁾。

③第159回国会衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（平成16年4月28日）

ハーグ条約については、締約国数が着実に増加していること、また、武力紛争を念頭に置いた法制の整備が進展している背景を踏まえ、締結に向けた作業を開始したところである。武力紛争下の文化財保護は大変重要であり、締結の可能性を真摯に検討したい⁽³⁶⁾。

こうして、平成19（2007）年4月4日に、内閣提出第50号として第166回国会衆議院文部科学委員会において条約実施法案の趣旨説明が行われた。4月6日には同委員会で質疑⁽³⁷⁾が行われ、全会一致で可決された。4月10日には衆議院本会議に上程され、可決された。参議院では、4月17日に文教科学委員会で同法律案の趣旨説明が行われた。4月19日には同委員会で、

条約で保護する国内の文化財の対象範囲、本法律案による文化財保護の有効性、輸入された被占領地域流出文化財の回復請求期間の在り方等について質疑⁽³⁸⁾が行われ、全会一致で可決された。4月20日には参議院本会議に上程され、可決された。

ハーグ条約・同議定書については、同年4月25日に、第166回国会衆議院外務委員会において条約第5号～第7号として承認を求める趣旨説明が行われた。4月27日には同委員会において質疑⁽³⁹⁾が行われ、全会一致で可決された。5月8日には、衆議院本会議に上程され可決された。参議院では、5月22日に外交防衛委員会において、同条約・議定書の趣旨説明が行われた。5月24日には同委員会で、条約の署名から国会提出までに半世紀以上を要した理由、我が国の世界遺産を保護の対象とする可能性、イラク国内における文化財流出の状況と保護の必要性等について質疑⁽⁴⁰⁾が行われ、全会一致で可決された。5月25日には、参議院本会議に上程され可決された。

Ⅲ アメリカの武力紛争時の文化財保護

ハーグ条約の問題点の一つとして、国連安全保障理事会常任理事国であり武力紛争に関与する機会の多いアメリカが批准していないことが指摘されていた⁽⁴¹⁾。アメリカはハーグ条約の採択会議に参加して積極的に発言し、採択時に署名もしているが、これまで批准を見送ってきた。1999年1月6日にクリントン大統領は、か

(34) 第154回国会衆議院文部科学委員会議録第13号, pp.4-7.

(35) 第154回国会参議院外交防衛委員会議録第21号, p.9.

(36) 第159回国会衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第11号, p.11.

(37) 第166回国会衆議院文部科学委員会議録第8号, pp.1-6, 9-10

(38) 第166回国会参議院文教科学委員会議録第10号, pp.1-8.

(39) 第166回国会衆議院外務委員会議録第9号, pp.1-2, 5-9, 11-12.

(40) 第166回国会参議院外交防衛委員会議録第13号 pp.1-4.

(41) コリン・コッホ編訳（国立国会図書館訳）『ブルーシールド—危機に瀕する文化遺産の保護のために』日本図書館協会, 2007, p.21; 澤野義一「武力紛争の際の文化財保護条約（ハーグ条約）とその国内的活用—日本国憲法第9条に基づく非戦・非武装地域実現のために」『大阪経済大学法学研究所紀要』41号, 2007.3, p.4.

つて考えられたようなアメリカに不利益な問題は起きていないとして⁽⁴²⁾、ハーグ条約と同議定書に国務省の報告書を添えて連邦議会の上院に送り、その助言と承認を求めた⁽⁴³⁾。ストローブ・タルボット国務副長官は同条約に関するこの報告書の中で次のように述べている。

「アメリカ軍が歴史的にとってきた立場の要点は、1943年12月29日にアイゼンハワー将軍がイタリア派遣軍に発した覚書に見ることができます。『今日我々は、我々の文化遺産に多大の貢献をしてきた国において戦っている。その国は、記念物が豊富でその建立により我々の文明の発達を助け、後の時代にあってそれを実証している。我々は可能な限り、それら記念物を尊重しなければならない。もし我々が、著名な建造物を破壊することと我が兵士を犠牲にすることのどちらかを選ばなければならないとしたら、我が兵士の命にはより無限の価値があり、建造物は破壊されなければならない。しかし選択肢が常にそのように明確であるとは限らない。多くの場合には、記念物は作戦上の必要性を損なうことなく保護することができる。軍事上の必要性という主張を阻止できるものはない、というのが確立された原則である。しかし〈軍事上の必要性〉という言葉は、時に軍事上

の都合やさらには個人的な都合を語っているにすぎない場合にも用いられる。私は、怠慢や無関心をごまかすためにそれを使うことを望まない。それが我々の前線の向こうにあらうと我々が占領している地域にあらうと歴史的記念物の位置…を特定するのは、上級指揮官の責任である。通常の経路により下位の部隊に伝達されるこの情報は、すべての指揮官にこの命令書の内容に従う責任を課すものである』⁽⁴⁴⁾…貴議会も湾岸戦争の終結時には、文化の保護について調査を求めるなど、この問題に関心を示しておられました⁽⁴⁵⁾。

アメリカ連邦議会においては、条約承認案件は大統領が撤回するまで議会期を超えて継続し⁽⁴⁶⁾、同議会上院は、2008（平成20）年9月25日に、ハーグ条約批准に対する助言と承認を与えた⁽⁴⁷⁾。

ここで、アメリカ政府のハーグ条約に対する姿勢を、連邦議会に対する湾岸戦争の報告書⁽⁴⁸⁾を例に見てみたい。同報告書は、概ね次のように述べている。情報担当者は、攻撃計画担当者を助けるために、歴史的、考古学的、経済的、宗教的、政治的に慎重を要する施設の攻撃禁止目標のリストを用意した⁽⁴⁹⁾。多国籍軍は、この作戦が文明の揺籠を取り巻き、文化的にきわめ

(42) 批准が求められるようになった理由として、武器の高度化によるピンポイント攻撃が可能となり文化財に付随的損失を与える可能性が減少したこと、文化財の保護が不可能な核戦争の脅威が減少したこと、条約の内容がすでに軍のマニュアルに取り入れられていること、が指摘されている。Keith W. Eirinberg, "The United States Reconsiders the 1954 Hague Convention," *International Journal of Cultural Property*, v.3, issue 1, 1994.1, p.28.

(43) U.S. Senate 106th Congress, 1st Session, Treaty Doc. 106-1, (Serial Set 14559) p.IV.

(44) *ibid.*, p.VIII.

(45) *ibid.*, p.X. 連邦議会が関心を示したというのは、国防予算法案に関する委員会審議の報告中に「当委員会は砂漠の嵐作戦の間に軍が貴重な文化資源が損なわれないように注意を払ったことに満足している。この点の軍の配慮はイラクと全く対照的である。彼らは、クウェートの国宝を意図的に略奪・破壊し、アメリカ軍が古代の遺跡を攻撃しないことを知ってそのふもとに兵器を設置した。終戦は、合衆国に戦時の自然と文化の資源の保護について国際的な政策と手続を評価する機会をもたらした」と述べられていることを指している（U.S. Senate 102th Congress, 1st Session, Report 102-154, (Serial Set 14049) p.46.）。

(46) 松橋和夫「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号, 2004.5, p.17.

(47) USCBS News 〈<http://uscbs.org/news/?p=70>〉アメリカ合衆国憲法第2編第2節は「大統領は、上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する」と規定している。従って、上院の助言と承認を得た大統領が批准書に署名し、ユネスコ事務局に寄託することが批准となる。なお助言と承認が得られたのは条約だけで、議定書についてはまだ審議がなされていない。

(48) *Conduct of the Persian Gulf War: final report to the Congress*, Washington, D.C.: Dept. of Defense, 1992.

て重要な考古学的遺跡近辺で行われていることを承知していた。多国籍軍の作戦は、これら文化的な地点の可能な最大限の保護と、多国籍軍の人命の保護と任務遂行のバランスを計って行われた。ハーグ条約の第4条1は文化財の保護義務を規定し、第4条2は、それが軍事上の必要に基づく当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り免除され得る、と規定している。この軍事上の必要は、敵が第4条1に反し文化財とその隣接する周囲を、軍事目標を防御するために用いるときに生じる。多国籍軍は、イラク軍が攻撃目標を隠すために文化財を用いたときでも、それを保護した。しかしながら、遺跡から少し離れた攻撃目標を狙った武器の衝撃が、文化財に付随的損失 (collateral damage) を与えた可能性はある⁽⁵⁰⁾。イラクが攻撃を避けるため2機の戦闘機をウル (攻撃禁止地帯) の古代寺院のそばに配置したことがあった。法的には攻撃可能であったが、多国籍軍は寺院破壊の危険性を考慮し攻撃を控えた。その他の文化財の中にも、同様にイラクが重要な軍事機材をその中や近辺に配置したにもかかわらず、攻撃禁止リストから外さなかったものがある⁽⁵¹⁾。

米軍によるハーグ条約の尊重については、当時は防衛研究所教官であった岩本誠吾氏も、アメリカ軍の武力紛争法便覧の興味深い点は、その中にアメリカが現在もなお条約当事国となっていない1954年のハーグ条約の保護標章 (ブルーシールド) の尊重が述べられていることで

ある、と評していた⁽⁵²⁾。しかし、イラク戦争と文化財の保存については「米軍の指揮官や兵士がもう少し、文化財の知識があれば、遺跡破壊は避けられたかもしれない」という報道もなされている⁽⁵³⁾。また、松本教授は自らの体験として、キシュの遺跡には米軍の通信基地があり、彼らが遺跡を盗掘から守る任務を持っていれば救われるが、米軍兵士は自分たちが今キシュという遺跡にいることさえ知らなかったと述べてつ⁽⁵⁴⁾、直ちに基地を移転するように米軍に申し入れたいのだが、その後の警備を厳重にしないと盗掘の場になってしまう危険性があり、米軍による警備を強く要請する次第である⁽⁵⁵⁾、ともいっている。

IV 文化財破壊をも目的とする武力紛争

そもそもハーグ条約は、ナチスが先の大戦中に占領地で行った美術品の略奪や文化財の破壊をきっかけに検討が始められたともいわれている⁽⁵⁶⁾。しかしながら、これまで近代戦における文化財の破壊問題は、主に戦闘に伴う付随的損失について論じられてきた。それを防ぐことに主として関心が向けられ、人類共通の財産をあえて破壊しようとする行為への対処までは考えられていなかったのである。確かにハーグ条約採択会議のころから、ブルーシールドを掲げることは却って目標になるという指摘はあったが「赤十字の標章も20世紀の紛争では時々攻撃

(49) *ibid.*, p.100.

(50) *ibid.*, p.610.

(51) *ibid.*, p.615.

(52) 岩本誠吾「アメリカ空軍省作成の『指揮官のための武力紛争法便覧』I」『新防衛論集』17巻1号, 1989.6, pp.87, 103-104. 同便覧は、アメリカが1935年のワシントン条約の当事国であることにも注意を促している。同上, p.104. この便覧は、アメリカが軍人に国際人道法を周知徹底させるために作成したものである。

(53) 「戦時下の文化財保護『ハーグ条約』批准へ」『朝日新聞』2007.9.8. ユネスコの派遣で被害調査に向いた松本健国土館大教授の発言と記事からは推測される。

(http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY200709080086.html)

(54) 松本健「イラク戦争がもたらした被害」『国際交流』102号, 2004, p.37.

(55) 松本健「失われつつあるイラクの文化遺産」『世界遺産年報』2004, p.37.

(56) N. Ronzitti ed., *The Law of Naval Warfare: a Collection of Agreements and Documents with Commentaries*, Dordrecht: M. Nijhoff, 1988, p.582.

を受けたが、だから赤十字を使用すべきではないという提案はない⁽⁵⁷⁾。

文化財の破壊が目的とされた武力紛争の典型が、1991年に始まった旧ユーゴスラビアの紛争である。これについて上智大学・アジア文化研究所客員研究員などを務めた河野靖氏は、概ね次のように述べている⁽⁵⁸⁾。

ドブロヴニクは、旧ユーゴスラヴィア政府の申請に基づいて、1979年にユネスコによる世界文化遺産の指定を受け、世界遺産リストへ載せられた。旧ユーゴスラヴィアは1954年のハーグ条約と1972年の、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に加入していた。ユネスコはくりかえし条約違反を指摘し、保護を訴え、使節団を派遣したが効果はなかった。民族間、宗教間の内戦であるだけに、戦いの目的は敵を殺傷することから民族間の反目憎悪にエスカレートし民族浄化作戦になった。この浄化は、敵民族の全存在、すなわち人命だけでなく、その歴史、文化、宗教などのすべてを抹殺しようとするもので、宗教施設、歴史的記念物、古い橋、典型的民家など民族文化のシンボルになっているものが破壊の対象となった。

なお、第二次世界大戦において、当初、京都が原爆の目標になった理由は、日本における知的・文化的中心であるゆえの日本人に与える心理的ショックの大きさを重視した文化財破壊のためであったという。そして、それが回避された理由も、文化財の破壊によって生ずる悪感情は戦後アメリカ人と和解することを不可能にするかもしれない、という民族感情への配慮であったとされている⁽⁵⁹⁾。

こうした意図的な文化財破壊の問題については、次のような指摘がされている⁽⁶⁰⁾。すなわ

ち、これまで文化財保護の研究は、文化財の保存・修復などの技術論と、法律論の二つのアプローチから進められてきた。こうして、保護に関しては技術的にも制度的にも議論が進んでいるが、これは破壊を防ぐための研究とは一線を画している。文化財の破壊には、①政治問題の発生時(紛争)に起こる、②破壊者が存在する、③危機が始まってからの対応は困難、などといった特徴があることを考えると、意図的な破壊危機はそれ以外の危機とは異なった視点から研究されることが必要である。従来の研究のほとんどは、文化財保護の枠の中で行われていたため、破壊者の意図などが研究対象とされてこなかった。既存の研究に必要なものは、破壊側の意図を分析し、破壊行為を阻止し、また破壊危機が差し迫る前に、政治的状況から予測できるための研究アプローチである。

V 条約実施法制定・条約批准後の課題

1 守るべき文化財とは

最後に、今後どのように我が国でハーグ条約・議定書と条約実施法を活用していくべきかについて見ていきたい。まず、これまで自明のように使ってきた「文化財」という言葉について考えてみる。我々が普通に文化財というと「歴史のある」と限定された社寺、仏像、書画、土器、刀剣などが頭に浮かぶ。それが条約や条約実施法ではどのようになっているのかを見てみよう。

ハーグ条約第1条は、文化財を次のように定義している。

(a) 各人民にとって文化遺産として極めて重要である動産または不動産、例えば①建築学

(57) コッホ 前掲注(41), p.31. 赤十字を掲げたものを攻撃すれば非人道的と国際的に非難される。ブルーシールドも同様の重みを持つべし、という意図であろう。

(58) 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』風響社, 1995, pp.240-242.

(59) 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』(講談社学術文庫) 講談社, 2005, pp.148-149; 岩間 前掲注(16), pp.161-165.

(60) 原本知実「文化財の政治性と武力紛争—破壊・保護要因の分析を中心に」『国際公共政策研究』11巻1号, 2006.9, pp.257-260.

上、芸術上又は歴史上の記念工作物、②考古学的遺跡、③全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群、④芸術品、⑤芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの、⑥学術上の収集品、書籍若しくは記録文書の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品。

(b) (a)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物、例えば①博物館、②大規模な図書館及び記録文書の保管施設、③武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設。

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する地区（記念工作物集中地区）。

第1条(a)の定義は、我々が普通に考える文化財として違和感なく受け入れられるであろう。しかし、(b)および(c)の定義は、我々の文化財という言葉に逸脱しているとも思われるので、注意が必要である。つまり(b)の定義によれば、それ自体が(a)の定義に該当しない建物であっても、(a)の定義に該当する動産を保存するための建物は、条約上の文化財として保護の対象となるわけである。確かに、剥き出しの保管に適しない動産の場合には、それを収容している建物への攻撃を許しては保護したことにはならない。また、(c)の定義は、そのような建物に収容できない動産・不動産の文化財が多数散在する場合には、その地域を文化財として保護するものである。この場合、(b)および(c)の定義は、(a)の定義が規定する文化財と関連付けて定義されていることにも注意しなければならない。例えば、ただ大きいだけ、蔵書数が多いだけの図書館はハーグ条約上の文化財とはいえないことになる。

次いで、条約実施法における文化財の定義を見てみよう。条約実施法第2条は、主な文化財

を次のように定義している⁽⁶¹⁾。

・「国内文化財」とは、条約第1条(a)に掲げるもののうち、重要文化財⁽⁶²⁾（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項に規定する重要文化財をいう）、重要有形民俗文化財（同法第78条第1項に規定する重要有形民俗文化財をいう）又は史跡名勝天然記念物（同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物をいう）であるもの、及び「特定文化財」をいう。この「特定文化財」とは、条約第1条(b)又は(c)に掲げるもので国内にあるもののうち、文部科学大臣が文部科学省令の定めにより指定したものをいう（条約実施法第2条第1項）。

・特別保護文化財」とは、条約第1条に掲げるもののうち、条約第8条6の特別の保護に関する規定により登録されたものをいう（条約実施法第2条第5号、第3条第1項）。

・「強化保護文化財」とは、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財のうち、一覧表（第二議定書第1条(h)に規定する一覧表をいう）に記載されたものをいう（条約実施法第2条第6号）。政府は、第二議定書第11条1の規定により国内文化財のうち強化された保護の付与が必要と認められるものを記載した表を委員会に提出し、同条2の規定により一覧表に記載することを要請する（条約実施法第2条第6号、第3条第2項）。

この委員会とは、ハーグ条約第2議定書第24条1が規定する武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会のことであり、この委員会が一覧表への記載を決定する（条約第2議定書第11条5）。この一覧表は、武力攻撃を行おうとするものが、事前に保護すべき文化財の存在を知る有力な手段となる。

ここで、条約実施法第2条が引用している文化財保護法の規定を見てみよう。文化財保護法第2条第1項は、文化財を次のように類型化し

(61) 同条では、本文に掲げたものの他、議定書締約国文化財、第二議定書締約国等文化財、被占領地域流出文化財について定義しているが、ここでは引用を省く。

(62) 文化財保護法においては、重要文化財には国宝が含まれる（第2条第2項）。

て、それぞれを定義している。①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群。そして文部科学大臣は、

- ・有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、
- ・民俗文化財のうち重要なものを重要民俗文化財に、
- ・記念物のうち重要なものを、史跡、名勝、または天然記念物に、指定することができる。

ハーグ条約第1条(a)の定義に該当する文化財のうち、上記の重要な3種類の文化財は、当然に条約実施法上の国内文化財となる。さらに、ハーグ条約第1条(a)の定義に該当する動産を保存・公開する施設で武力攻撃事態において保護する必要性が高いもの、およびハーグ条約第1条(c)の定義に該当する地区で「武力攻撃事態において保護する必要性が高いもの」⁽⁶³⁾が、文部科学大臣が特定文化財に指定することで、条約実施法上の国内文化財となるわけである。ここで問題なのは、重要な3種類の文化財はすでにかかなりの数の指定が行われているが、特定文化財の指定はこれから行っていかなければならないということである⁽⁶⁴⁾。

2 ブルーシールドと文化財の国際登録

武力紛争時に国際法的に文化財を守るためには、ブルーシールドの存在は重要である。しかし、ハーグ条約第二議定書策定のきっかけとなった第二次世界大戦以後の兵器の進歩には著しいものがある。攻撃側が敵地に進出してから目標物を視認し、ブルーシールドの存在を確認して攻撃を回避する可能性はどの程度期待でき

るものであろうか。

もともとブルーシールドは、個々の巻物や絵画などの動産の文化財よりは、建造物など不動産の文化財に掲げて効果が期待されるものであろう。しかし全面をブルーシールドで覆いでもしない限り、攻撃側がハーグ条約の加盟国であっても「ブルーシールドに気が付かなかった」と弁解の余地が常に生じ得る。それを避けるにはどうしたらよいのであろうか。それにはユネスコ事務局への当該文化財の国際登録（登録簿または一覧表への掲載）が有効な手段といえよう。ブルーシールドを掲げ、国際登録をすることで、攻撃側に事前に保護すべき文化財を知るべき手段を提供し、事前に攻撃禁止文化財リストの作成に利用させ、知らなかった、気が付かなかったなどという言い訳の余地を減らすことが効果的である。しかし、次のような現状の指摘がある⁽⁶⁵⁾。1986年11月7日現在で国際登録簿はほとんど利用されていない。切迫した紛争がなければ、各国は可能な手段を用いることに関心を示してこなかったように思われる。紛争が切迫すれば、活動のラッシュが起こるかもしれない。しかしその遅れは、2つの点で危険である。すなわち、文化財を急襲にさらす恐れがあること（現代兵器によればその可能性は高い）、また仮に数か月の予兆があったとしても、危機に際して政府は、軍事的、政治的、社会的、経済的問題に専念していて、文化財保護を優先させることができない恐れがあることである。

ハーグ条約の前文が「保護は、そのための国内的及び国際的な措置が平時においてとられない限り、効果的に行われ得ない」と言っているのはまさにこの点を指摘しているといえる。文化財の有効な保護のためには、武力攻撃を受け

⁽⁶³⁾ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則（平成19年文部科学省令第37号）第1条。

⁽⁶⁴⁾ 例えば西洋の名画などは、いかに芸術的評価が高くても現時点では重要文化財に指定されていない。美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号。以下「美術品公開促進法」という。）に基づく登録美術品には、西洋絵画なども含まれる（第3条第2項第2号）。これとの関連も含め、全人類の文化遺産の戦災防止という観点から特定文化財の指定を検討する必要があるといえよう。

⁽⁶⁵⁾ Ronzitti, *op.cit.* (56), pp.583-584.

る前に、特定文化財の指定を終え、強化保護が必要な文化財の一覧表への記載を済ませておくことが、求められているといえよう。

3 ブルーシールド掲示の実際問題

ブルーシールドが赤十字と異なり、武力攻撃事態においてのみその使用が法的に保護されている（条約実施法第6条）のは、ハーグ条約の規定に従ったものである（第17条3）。確かに、武力攻撃事態に際し合法的に標章を使用しているものを保護するのが趣旨であるから、それで構わないようにも思える。しかし、平時には禁止されていないからと独自にブルーシールドを掲げた者に、武力紛争が生じた時点で以後は違法だからと取去ることが期待できるであろうか。その結果、そこここにブルーシールドが目につくようになれば、先に赤十字について述べたように、特に攻撃すべきでないものが、特にではなく普通に存在するようになり、攻撃側にあえてそれを尊重しようとする意思が薄れる恐れがあるといえる。また武力攻撃が行われてから、多数の既存の国内文化財と新たに指定された特定文化財に速やかにブルーシールドを掲げることが、前述のように他に専念すべきことが多々ある状況においては困難であろう。これに対して、平時からブルーシールドを掲げておくこと、または、直ちにブルーシールドを掲げられるように準備をしておくことは可能であるし望ましいといえる⁽⁶⁶⁾。

ところで、仮にブルーシールドを平時から掲示する場合には、別の効果も期待できる。その文化財を目にする人々が同時にブルーシールドを認識することで、当該文化財が全人類の文化遺産であることを確認し、それを保護しなければならないこと、破壊や落書き等をしてはならないことを、自覚する可能性がある。さらに、ブルーシールドの文化財または案内表示板への

掲示、広報資料への記載がなされれば、ブルーシールド自体の普及にも効果が期待できる。

4 ブルーシールド委員会

第Ⅱ章3節で述べたように、ハーグ条約第二議定書は条約の実施について、ブルーシールド国際委員会の関与を規定している。ブルーシールド国際委員会は1996（平成8）年に設立され、文化財保護のために国際的に活動を行う非営利の民間組織である。今日では、次の五つの非営利民間組織から構成されている。

- ・ 視聴覚アーカイヴ組織調整協議会CCAAA (Co-ordinating Council of Audiovisual Archives Associations)
- ・ 国際文書館評議会ICA (International Council on Archives)
- ・ 国際博物館会議ICOM (International Council of Museums)
- ・ 国際記念物遺跡会議ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)
- ・ 国際図書館連盟IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions)

これらはそれぞれが、視聴覚アーカイヴ、文書館、博物館、記念物・遺跡、図書館に関する国際民間組織であり、各国に国内組織を有している。国際図書館連盟を例にとると、我が国では、国立国会図書館、日本図書館協会、国立情報学研究所など13の団体・機関が会員となっている。対象とする文化財を異にすることから、これまで独立して活動してきた国際的な民間文化組織が、ハーグ条約による文化財保護という共通の目的のために団結したのがブルーシールド国際委員会なのである。また、ハーグ条約や同議定書の適用範囲からは外れてしまうことになるが、同委員会は、戦争だけでなく自然災害に脅かされている世界の文化遺産を保護することも目的としている。実際にも同委員会は、こ

(66) ハーグ条約第26条に基づくユネスコへの報告書の分析によると、他の締約国におけるブルーシールドの使用については、平時からの使用と武力紛争時の使用に分かれている。藤岡ほか 前掲注(22), p.901参照。

れまで地震や津波により損傷を受けた文化財の保護や修復のための活動を行っている。

このように、ブルーシールド国際委員会の構成組織が、各国に国内組織を持っているほかに、ブルーシールド国内委員会が存在する国もある⁽⁶⁷⁾。我が国では、それぞれの組織が活動対象とする文化財が異なるだけでなく、その活動を所管する官庁も異なっている。国立国会図書館、憲政記念館の所管は国会である。公文書館の所管は内閣府である。博物館、美術館⁽⁶⁸⁾、図書館の所管は文部科学省である。それだけに民間組織によるブルーシールド国内委員会が期待されているともいえよう。ユネスコ活動の一環であるから、それに対して政府は、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第4条に基づき、助言、協力、援助を行うことができる。最近では、これら目的の異なる文書館、博物館、美術館、図書館の間においても、ホームページによる情報の提供、資料の電子化、そのための標準化など共通の活動を行う機会が生まれている。文化財保存という共通の目的をきっかけに、これら組織の横の連帯を図っていく萌芽が生まれたということもできるのではないだろうか。

おわりに

条約実施法とハーグ条約・同議定書に関するこれからの課題は、次のとおりである。

① 国際的には、文化外交して次の事項を目指す。

- ・ハーグ条約・議定書の締約国を増やす。
- ・締約国以外にも、文化財は人類共有の財産であり、それに対する攻撃は、非戦闘員を攻撃するに等しい戦争犯罪であるという認識を広める。
- ・ハーグ条約・同議定書の定める国際組織に参加し活動する。
- ・武力攻撃前に、主要な文化財の存在が国際的にわかるように、国際登録を進める。

② 国内的には、関係機関が協力して次の事項を目指す。

- ・ブルーシールドを赤十字なみに普及させる啓蒙活動を行う。
- ・速やかに特定文化財の指定を行う。
- ・ブルーシールド掲示の対象となる文化財の範囲を定める（特に動産の場合）。
- ・ブルーシールドの効果的な掲げ方を考案する⁽⁶⁹⁾。
- ・国内で該当する文化財にブルーシールドを掲げるか、直ちに掲げられるように準備をする。

③ それらのための活動基盤として、ブルーシールド国内委員会を組織する⁽⁷⁰⁾。

条約実施法が制定され、ハーグ条約・同議定書が批准されたことは、我が国における武力紛争時の文化財保護の始まりである。今後は、単にそれだけに留まることなく、実効性の確保に向けて進まなければならないといえよう。

（さかもと ひろし）

(67) 平成18（2006）年には、国際ブルーシールド国内委員会協会が結成された。国内委員会は民間組織なので、国がハーグ条約・議定書を批准していなかったアメリカにも国内委員会はあり、地元の上院議員にハーグ条約批准を求める手紙を書く運動などを行ってきた。

(68) 法的には、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する博物館のうち「美術品の公開及び保管を行うもの」が美術館である。美術品公開促進法第2条。

(69) 重要文化財である建物の玄関に直接ブルーシールドを打ち付けるわけにはいくまい。そして、武力紛争時にはできるだけ目立たせなければならないのである。

(70) 平成12（2000）年のブルーシールド国際委員会において、ブルーシールド国内委員会の要件が定められている。Requirements for National Committees of the Blue Shield: Strasbourg Charter（14 April 2000）
〈<http://www.ifla.org/VI/4/admin/nc-req.htm>〉

付表 ハーグ条約・議定書締約国一覧

平成20年10月2日現在

	条約締約国			議定書締約国		第二議定書締約国
ア	アゼルバイジャン	1993.9.20	加入	1993.9.20	加入	2001.4.17 批准
	アルゼンチン	1989.3.22	加入	2007.5.10	加入	2002.1.7 加入
	アルバニア	1960.12.20	加入	1960.12.20	加入	
イ	アルメニア	1993.9.5	継承	1993.9.5	継承	2006.5.18 批准
	イエメン	1970.2.6	加入	1970.2.6	加入	
	イスラエル	1957.10.3	批准	1958.4.1	加入	
ウ	イタリア ※	1958.5.9	批准	1958.5.9	批准	
	イラク	1967.12.21	批准	1967.12.21	批准	
	イラン	1959.6.22	批准	1959.6.22	批准	2005.5.24 加入
エ	インド	1958.6.16	批准	1958.6.16	批准	
	インドネシア	1967.1.10	批准	1967.7.26	批准	
	ウクライナ	1957.2.6	批准	1957.2.6	批准	
オ	ウズベキスタン	1996.2.21	加入			
	ウルグアイ	1999.9.24	批准	1999.9.24	批准	2007.1.3 加入
	エクアドル	1956.10.2	批准	1961.2.8	批准	2004.8.2 批准
カ	エジプト	1955.8.17	批准	1955.8.17	批准	2005.8.3 批准
	エストニア	1995.4.4	加入	2005.1.17	加入	2005.1.17 承認
	エリトリア	2004.8.6	加入			
ク	エルサルバドル	2001.7.19	批准	2002.3.27	加入	2002.3.27 加入
	オーストラリア	1984.9.19	批准			
	オーストリア	1964.3.25	批准	1964.3.25	批准	2002.3.1 批准
キ	オマーン	1977.10.26	加入			
	オランダ	1958.10.14	批准	1958.10.14	批准	2007.1.30 受諾
	カザフスタン	1997.3.14	継承	1997.3.14	継承	
ク	カタール	1973.7.31	加入			2000.9.4 批准
	ガーナ	1960.7.25	加入	1960.7.25	加入	
	カナダ ※	1998.12.11	加入	2005.11.29	加入	2005.11.29 加入
ケ	ガボン	1961.12.4	加入	1961.12.4	加入	2003.8.29 加入
	カメルーン	1961.10.12	加入	1961.10.12	加入	
	カンボジア	1962.4.4	批准	1962.4.4	加入	
コ	ギニア	1960.9.20	加入	1961.12.11	加入	
	キプロス	1964.9.9	加入	1964.9.9	加入	2001.5.16 批准
	キューバ	1957.11.26	批准	1957.11.26	批准	
ク	ギリシャ	1981.2.9	批准	1981.2.9	批准	2005.4.20 批准
	キルギス	1995.7.3	加入			
	グアテマラ	1985.10.2	加入	1994.5.19	加入	2005.2.4 加入
ク	クウェート	1969.6.6	加入	1970.2.17	加入	
	グルジア	1992.11.4	継承	1992.11.4	継承	
	クロアチア	1992.7.6	継承	1992.7.6	継承	2006.2.8 批准
コ	コスタリカ	1998.6.3	加入	1998.6.3	加入	2003.12.9 加入
	コートジボワール	1980.1.24	批准			
	コロンビア	1998.6.18	加入	1998.6.18	加入	
サ	コンゴ民主共和国	1961.4.18	加入	1961.4.18	加入	
	サウジアラビア	1971.1.20	加入	2007.11.6	加入	2007.11.6 加入
	サンマリノ	1956.2.9	批准	1956.2.9	批准	
シ	シリア	1958.3.6	批准	1958.3.6	批准	
	ジンバブエ	1998.6.9	加入			
	スイス	1962.5.15	加入	1962.5.15	加入	2004.7.9 批准
ス	スウェーデン	1985.1.22	加入	1985.1.22	加入	
	スーダン	1970.7.23	加入			
	スペイン	1960.7.7	批准	1992.6.26	加入	2001.7.6 批准
セ	スリランカ	2004.5.11	加入			
	スロバキア	1993.3.31	継承	1993.3.31	継承	2004.2.11 批准
	スロベニア	1992.11.5	継承	1992.11.5	継承	2004.4.13 加入
セ	赤道ギニア	2003.11.19	加入			2003.11.19 加入
	セーシェル	2003.10.8	加入			
	セネガル	1987.6.17	加入	1987.6.17	加入	
タ	セルビア	2001.9.11	継承	2001.9.11	継承	2002.9.2 加入
	タイ	1958.5.2	加入	1958.5.2	加入	
	タジキスタン	1992.8.28	継承	1992.8.28	継承	2006.2.21 加入
	タンザニア	1971.9.23	加入			

チ	チェコ	1993.3.26	継承	1993.3.26	継承	2007.6.8	加入
	チャド	2008.6.17	加入				
	中華人民共和国 ☆	2000.1.5	加入	2000.1.5	加入		
	チュニジア	1981.1.28	加入	1981.1.28	加入		
	チリ	2008.9.11	加入	2008.9.11	加入	2008.9.11	加入
テ	デンマーク	2003.3.26	批准	2003.3.26	批准		
ト	ドイツ ※	1967.8.11	批准	1967.8.11	批准		
	ドミニカ共和国	1960.1.5	加入	2002.3.21	加入		
	トルコ	1965.12.15	加入	1965.12.15	加入		
ナ	ナイジェリア	1961.6.5	加入	1961.6.5	加入	2005.10.21	批准
ニ	ニカラグア	1959.11.25	批准	1959.11.25	批准	2001.6.1	加入
	ニジェール	1976.12.6	加入	1976.12.6	加入	2006.6.16	加入
	日本国 ※	2007.9.10	批准	2007.9.10	批准	2007.9.10	加入
ノ	ノルウェー	1961.9.19	批准	1961.9.19	批准		
ハ	パキスタン	1959.3.27	加入	1959.3.27	加入		
	パチカン	1958.2.24	加入	1958.2.24	加入		
	パナマ	1962.7.17	加入	2001.3.8	加入	2001.3.8	加入
	パラグアイ	2004.11.9	加入	2004.11.9	加入	2004.11.9	加入
	バルバドス	2002.4.9	加入	2008.10.2	加入	2008.10.2	加入
	パーレーン	2008.8.26	加入	2008.8.26	加入	2008.8.26	加入
	ハンガリー	1956.5.17	批准	1956.8.16	加入	2005.10.26	批准
	バングラデシュ	2006.6.23	加入	2006.6.23	加入		
フ	フィンランド	1994.9.16	加入	1994.9.16	加入	2004.8.27	受諾
	ブラジル	1958.9.12	批准	1958.9.12	批准	2005.9.23	加入
	フランス ※☆	1957.6.7	批准	1957.6.7	批准		
	ブルガリア	1956.8.7	加入	1958.10.9	加入	2000.6.14	批准
	ブルキナファソ	1969.12.18	加入	1987.2.4	加入		
へ	ベネズエラ	2005.5.9	加入				
	ベラルーシ	1957.5.7	批准	1957.5.7	批准	2000.12.13	批准
	ペルー	1989.7.21	加入	1989.7.21	加入	2005.5.24	批准
	ベルギー	1960.9.16	批准	1960.9.16	批准		
ホ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1993.7.12	継承	1993.7.12	継承		
	ボツワナ	2002.1.3	加入				
	ポーランド	1956.8.6	批准	1956.8.6	批准		
	ボリビア	2004.11.17	加入				
	ポルトガル	2000.8.4	批准	2005.2.18	加入		
	ホンジュラス	2002.10.25	加入	2002.10.25	加入	2003.1.26	加入
マ	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	1997.4.30	継承	1997.4.30	継承	2002.4.19	加入
	マダガスカル	1961.11.3	加入	1961.11.3	加入		
	マリ	1961.5.18	加入	1961.5.18	加入		
	マレーシア	1960.12.12	加入	1960.12.12	加入		
ミ	南アフリカ共和国	2003.12.18	加入				
	ミャンマー	1956.2.10	批准	1956.2.10	批准		
メ	メキシコ	1956.5.7	批准	1956.5.7	批准	2003.10.7	加入
モ	モナコ	1957.12.10	批准	1957.12.10	批准		
	モーリシャス	2006.9.22	加入				
	モルドバ	1999.12.9	加入	1999.12.9	加入		
	モロッコ	1968.8.30	加入	1968.8.30	加入		
	モンゴル	1964.11.4	加入				
	モンテネグロ	2007.4.26	継承	2007.4.26	継承	2007.4.26	継承
ヨ	ヨルダン	1957.10.2	批准	1957.10.2	批准		
ラ	ラトビア	2003.12.19	加入	2003.12.19	加入		
リ	リトアニア	1998.7.27	加入	1998.7.27	加入	2002.3.13	加入
	リビア	1957.11.19	批准	1957.11.19	批准	2001.7.20	加入
	リヒテンシュタイン	1960.4.28	加入	1960.4.28	加入		
ル	ルーマニア	1958.3.21	批准	1958.3.21	批准	2006.8.7	批准
	ルクセンブルク	1961.9.29	批准	1961.9.29	批准	2005.6.30	批准
	ルワンダ	2000.12.28	加入				
レ	レバノン	1960.6.1	批准	1960.6.1	批准		
ロ	ロシア ※☆	1957.1.4	批准	1957.1.4	批准		
	締約国数	121		100		51	

(出典) この表はユネスコの本条約ホームページから作成 ※印はG8国☆印は国連安保理常任理事国

<http://erc.unesco.org/cp/convention.asp?KO=13637&language=E><http://erc.unesco.org/cp/convention.asp?KO=15391&language=E><http://erc.unesco.org/cp/convention.asp?KO=15207&language=E>

- ・次の国は、ハーグ条約採択時に署名を行ったが、今日まで批准を行っていない。
アイルランド、アメリカ、アンドラ公国、イギリス、ニュージーランド、フィリピン。
アメリカは、本文第Ⅲ章にあるように、本年9月25日に上院がハーグ条約の批准に助言と承認を与えた。
- ・採択会議に参加しながら、署名しなかった国もある。
- ・条約の批准 (ratification), 加入 (accession), 承認 (approval), 受諾 (acceptance) の法的効果は同等。
加入の場合には、当初、署名していなかったことが推定できる。
- ・ハーグ条約については、エジプト、サンマリノ、ビルマ (現ミャンマー)、ユーゴスラビア (1956.2.13)、メキシコの順に批准書の寄託が行われ、メキシコの寄託3か月後の1956年8月7日に発効した (条約第33条1)。
- ・ユーゴスラビアが批准したハーグ条約は、現在では、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、マケドニアが継承している。継承 (succession) は、通告により直ちに発効する。
- ・この条約・議定書がバーレーン、チリ、バルバドスについて発効するのは、加入書寄託の3か月後である。
- ・個々の国が締約に当たって行った宣言 (declaration)・留保 (reservation) などについては特に言及しない。
- ・この表作成時点の国際連合加盟国数は192か国である。